

奖学金貸与規程

医療法人 積仁会

第1条（目的）

この規程は、医療法人積仁会（以下「積仁会」という）が、当院の理念及び活動方針を理解し、当院での就業を希望する後継者を育成するために奨学金制度を定める。

第2条（貸与の資格）

奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 文部大臣が指定した学校もしくは厚生大臣が指定した養成所、又は都道府県知事が指定した養成所（以下「養成施設」という）に在学する者又は入学が決定した者。
- (2) 養成施設を卒業後、積仁会において、積仁会が定める期間以上業務に従事しようとする意志を有する者であること。
- (3) 成績優秀で、かつ心身が健全な者であること。
- (4) 奨学金貸与を希望する者は、資格を取得する意思を有する者であること。

第3条（連帯保証人）

奨学金の貸与を受けようとする者は、各号の掲げる要件を備えた連帯保証人を2名立てなければならない。

- (1) 連帯保証人は、奨学金の貸与を受けようとする者の責務につき連帯してその責めを負う。
- (2) 連帯保証人は、満20歳以上で、かつ経済的に自立している者であること。
- (3) 連帯保証人のうち1名は奨学金の貸与を受けようとする者の父母又はこれに準ずるものであること。
- (4) 連帯保証人のうち1名は原則として4親等以内の親族で、本人及び前号の連帯保証人とは別生計の者であること。

第4条（奨学生申請）

この規程により奨学金の貸与を受けようとする者は、次の関係文書を旭ヶ丘病院に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 奨学金申請書【様式1】
- (2) 履歴書（写真添付）
- (3) 入学及び在学証明書
- (4) 成績証明書

第5条（奨学生採用）

奨学金申請を行った者に対し、選考試験を行った上で奨学生を決定する。採用人数については毎年職種ごとの充足状況により決定する。

第6条（奨学生契約）

選考試験により承認された場合は、次の関係文書を以って奨学生貸借契約を締結する。

- (1) 奨学生貸借契約書【様式2】
- (2) 奨学生振込依頼書【様式3】
- (3) 印鑑証明書

第7条（貸与金額）

奨学生の貸与額については、次のとおりとする。

貸与額 最大 3,360,000 円

貸与期間	月額	総額
4年	70,000	3,360,000
3年	80,000	2,880,000
2年	80,000	1,920,000
1年	80,000	960,000

第8条（奨学生の貸与の方法）

奨学生は原則末日に（当日が土曜・休日にあたる場合はその前日）本人名義の銀行口座に振り込むこととする。ただし、積仁会理事長が個人の諸事情を認めるときは、両者協議の上、他の方法を用いることができるものとする。

第9条（貸与期間）

奨学生の貸与期間は、卒業までの年限とする。但し、期間途中に留年・休学・退学等の事案が発生した場合は期間を変更することがある。

第10条（奨学生の義務）

奨学生の貸与を受ける者は、各号に掲げる要件を果たさなければならない。

- (1) 奨学生は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は看護師の資格取得を目標に勉学に励むこと。
- (2) 奨学生は、修学状況等の報告を求められた場合は、これにこたえなければならない。
- (3) 奨学生は、常に居住を明らかにするとともに、申請内容及び住所などの変更があった場合はすみやかに届け出なければならない。
- (4) 奨学生は、奨学生の貸与後、毎年「奨学生継続願」【様式4】と併せて出席証明書・成績証明書を提出しなければならない。

第 11 条（貸与の休止及び打ち切り）

積仁会理事長は、奨学金の貸与を受けている者が、次の各号に該当する場合は奨学金の貸与をやめるものとする。

- (1) 本人から辞退の届け出がされたとき。
- (2) 養成施設を退学したとき。
- (3) 奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 留年・休学したとき。
- (5) 第 9 条に掲げる要件を果たさなかったとき。
- (6) 不正な手続きにより奨学金の貸与を受けたとき。
- (7) その他、奨学金を貸与することが適当でないと認めるとき。

第 12 条（返還債務の当然免除）

積仁会は、奨学金の通常貸与を受けた者が、次の各号に該当する場合は、奨学金の返還義務を免除する。

- (1) 養成施設卒業後、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間+半年積仁会の医療業務に従事したとき。ただし、養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに、当該養成施設卒業の資格に係わる免許を取得できなかったときは除く。
- (2) 前号の従事期間について、養成校に通学している期間は返還免除の従事期間とみなさない。

第 13 条（返還及び返還方法）

奨学金は、奨学金の貸与を受けた者が次の号に該当する場合は、積仁会理事長が指定する期間までにその金額を一括返還しなければならない。

- (1) 第 10 条の規定により、奨学金の貸与がやめられたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から一年を経過する日までに免許を取得できなかったとき。
- (3) 免許取得後、積仁会において医療業務に従事しなかったとき。
- (4) 入職後 1 年未満で退職したとき。

第 14 条（職員が奨学金を受ける場合の措置）

- (1) 積仁会の職員は、この規程による奨学金を受けて養成施設に進学することができる。
- (2) 前項の規程により奨学金を受けて養成施設に進学するにあたって該当養成施設に進学している期間、積仁会の就業に不可能な場合においては就業規則第 31 条、第 32 条の規程に係わらず休職とし、給与及び一時金は支給しない。
- (3) 前項の規程する休職期間中は、昇給、昇格及び退職給与金の算定の基礎となる。

附則

制定 平成31年4月1日

改定 令和2年1月10日

改定 令和3年4月1日

改定 令和4年4月1日

改定 令和5年4月1日

別添

1. 奨学金申請書類

- ①履歴書（写真添付）
- ②奨学金申請書【様式1】

2. 奨学金契約書類

- ①奨学金賃借契約書【様式2】
- ②印鑑証明書（本人・連帯保証人2名 実印分）
- ③奨学金振込依頼書【様式3】
- ④入学及び在学証明書

3. 各種変更書類

- ①奨学金振込口座変更届
- ②奨学生異動届（住所・氏名変更）

4. その他

- ①奨学金継続願【様式4】（・奨学金継続の有無 ・学生生活の状況
・学修の状況 ・連帯保証人のサイン）

